

## 虐待対応状況

### ●高齢者虐待 50件

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
匿名	施設職員	身体的	<p>対象者は60歳代・要介護3。 右胸部に日にちの経過した内出血斑を発見し、対象者が施設職員に殴られたと話したため、地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>虐待事案として認定せず。 対象者、施設職員、施設長等からの聞き取りにより、対象者からの暴力に施設職員が防衛した時についてあざと判明した。報告連絡相談についての業務マニュアル作成、対象者へのかかわりについて施設へ指導した。</p>
ケアマネジャー	配偶者	身体的 ネグレクト 心理的	<p>対象者は70歳代・要介護4。 ケアマネジャーから、配偶者が対象者に暴言を吐いているのを目撃したと、地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待として認定。 配偶者の介護疲労が強いため、ショートステイを利用し、対象者の分離を図った。府外にいる子をキーパーソンにし、子のいる府外の施設へ転所した。</p>
市	子	心理的	<p>対象者は90歳代・要介護1。 介護保険申請の主治医意見書に虐待を疑う記載があると、情報提供があった。</p> <p>虐待事案として認定せず。 主治医、訪問看護師へ確認したところ、親子喧嘩程度と認識していた。対象者、子ともに暴言に自覚がなかった。</p>
ケアマネジャー	配偶者	身体的	<p>対象者は80歳代・要介護認定なし。 ケアマネジャーから、対象者が配偶者に殴られたと言っていると、地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>虐待事案として認定せず。 対象者にケガはなく、対象者からの暴力に配偶者が防衛した際のトラブルと判断した。</p>
ケアマネジャー	配偶者	心理的 ネグレクト 経済的	<p>対象者は80歳代・要介護1。 ケアマネジャーから、対象者が配偶者から暴言、年金使用の制限を受けていると、相談があった。</p> <p>心理的虐待、ネグレクト、経済的虐待として認定。 新型コロナウイルス感染症を懸念して配偶者が対象者のデイサービス利用を制限しており、配偶者の介護負担を軽減するためデイサービス利用の再開を調整した。</p>

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
兄弟姉妹	配偶者	身体的 心理的	対象者は80歳代・要介護認定なし。 対象者の兄弟姉妹から、対象者が配偶者から暴力を受けていると、相談があった。  身体的虐待、心理的虐待として認定。 配偶者は認知症による被害妄想と易怒性が対象者へのみ出現していた。配偶者の暴言と暴力が続くため、ショートステイを利用し、対象者の分離を図った。その後、対象者は施設入所した。
市	配偶者	ネグレクト 心理的	対象者は70歳代・要介護2。 介護保険申請の主治医意見書に虐待を疑う記載があると、情報提供があった。  ネグレクト、心理的虐待として認定。 新型コロナウイルス感染症を懸念して、配偶者が対象者のデイサービス利用を制限した。対象者の精神状態が不安定となったため、配偶者を説得してショートステイを利用し、対象者の分離を図った。子の協力のもと、デイサービスの利用回数増加等を調整し、自宅に戻った。
子	配偶者	ネグレクト	対象者は70歳代・要介護5。 別居の子から、対象者が配偶者から介護放棄されていると、市へ通報があった。  虐待事案として認定せず。 対象者は施設に入居中。対象者、配偶者、施設職員に確認するが、事案に該当するような内容はなかった。
本人	配偶者	身体的	対象者は80歳代・要支援1。 配偶者から暴力を受けているため助けて欲しいと、対象者から地域包括支援センターへ相談があった。  身体的虐待として認定。 ショートステイを利用し、対象者を緊急保護した。その後、対象者は施設へ入所。配偶者は出所後、地域包括支援センターが住まい探しを支援し、市外の施設へ転居した。
障害者支援 機関	配偶者	ネグレクト	対象者は70歳代・要介護認定なし。 子を支援している障害者支援機関から、対象者の精神疾患が悪化しており非常に不衛生であるが介護を受けられていないと、地域包括支援センターへ相談があった。  ネグレクトとして認定。 対象者を病院へ救急搬送、入院となった。退院後は、自宅には帰らず施設入所の予定。

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
ケアマネジャー	子	心理的	対象者は80歳代・要介護2。 ケアマネジャーから、子の暴言により対象者の心身が疲労していると、相談があった。  心理的虐待として認定。 対象者の希望により、子に居場所を秘匿して施設入所した。成年後見制度により保佐人がついた。
子	配偶者	身体的	対象者は70歳代・要支援2。 配偶者が対象者を蹴って動けないと、子から地域包括支援センターへ相談があった。  身体的虐待として認定。 対象者は入院となった。配偶者は専門病院へ入院し、退院後は施設入所となった。対象者は介護保険サービスを利用し、自宅に戻った。
介護サービス事業所	配偶者	身体的	対象者は70歳代・要介護3。 デイサービスの入浴時、対象者の胸部に大きな内出血斑を発見したと、介護サービス事業所から市へ通報があった。  身体的虐待として認定。 同日中にショートステイを利用し、対象者の分離を図った。家族が配偶者を説得し、ショートステイ利用後は施設入所した。
匿名	施設長	経済的	対象者は65歳以上の高齢者複数名・要介護1～4。 対象者の了承なしに、期限付きの金券を1か月以上保管し、使用を制限していると、市へ通報があった。  経済的虐待として認定。 施設調査を行い、不適切な管理を指導した。その後、対象者全員に対して希望の食事等を金券で利用したと報告があった。
本人	配偶者	身体的	対象者は80歳代・要支援1。 認知症の配偶者が包丁を振り回すと、対象者から地域包括支援センターへ相談があった。  身体的虐待として認定。 対象者の介護保険区分変更申請を行い、ヘルパー等の介護保険サービス利用を調整した。配偶者に対してもデイサービスを勧めた。
医療機関	子	身体的	対象者は60歳代・要介護2。 対象者は持病により意識消失、転倒し救急搬送された。転倒した際、周囲にいた人が、子が対象者を殴ったのではないかという話があったため、病院から市へ通報があった。  虐待事案として認定せず。 子、配偶者に確認するが、事案に該当するような内容は日頃からなく、転倒時の打撲痕以外、不自然な内出血等はなかった。

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
本人	配偶者	身体的	<p>対象者は80歳代・要介護認定なし。 配偶者に物を投げられて顔にけがを負ったと、対象者からケースワーカーへ相談があった。</p> <p>身体的虐待として認定。 夫婦ともに介護保険の申請を行い、サービスを導入した。</p>
民生委員	子	心理的	<p>対象者は70歳代・要介護認定なし。 民生委員から、子が認知症の対象者に大声で怒鳴っていると、地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>心理的虐待として認定。 介護保険の申請を子に勧めるが、家族介護を希望し、介護保険サービスの利用を強く拒否された。地域包括支援センターが定期的に訪問し、子の介護についての思いを傾聴し、支援者としての関係を築いた。</p>
ケアマネジャー	配偶者	身体的 ネグレクト 心理的	<p>対象者は70歳代・要介護4。 ケアマネジャーから、配偶者が対象者を殺してしまいそうと発言があり、地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待として認定。 新型コロナウイルス感染症を懸念して、配偶者が定期的に利用していたショートステイの利用を制限した。介護負担が増加し、配偶者の精神状態が不安定となった。対象者も医療機関での加療が必要であったため、配偶者を説得し入院となった。</p>
警察	子	身体的	<p>対象者は70歳代・要介護認定なし。 対象者から、子が暴れて暴力をふるわれていると、警察へ通報があった。</p> <p>身体的虐待として認定。 対象者へ精神疾患のある子に対する支援を勧めるが関係悪化を懸念して拒否された。地域包括支援センターが定期的に連絡をとり、対象者との関係を築いた。</p>
ケアマネジャー	子	身体的 心理的	<p>対象者は80歳代・要介護2。 デイサービスにて顔面に殴られたような内出血があり、毎日子に殴られていると対象者が話したため、介護サービス事業所からケアマネジャーへ相談があり、ケアマネジャーが地域包括支援センターへ通報した。</p> <p>身体的虐待、心理的虐待として認定。 対象者を支援できる家族が不在のため、施設へ措置入所した。その後、成年後見制度の申立てを行った。</p>

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
ケアマネジャー	孫	身体的	<p>対象者は80歳代・要介護1。 ケアマネジャーから、孫に押されてケガをしたようだと、地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>虐待事案として認定せず。 対象者のケガは自分で転倒した時のものと推察。対象者は介護が必要な状況であるが対象者自身が介護保険サービスの利用を拒否しており、家族の負担と不仲が増加していた。対象者を説得し介護保険サービス利用を調整した。</p>
ケアマネジャー	子	身体的 心理的 経済的	<p>対象者は90歳代・要介護2。 ケアマネジャーから、顔面に殴られたような内出血があると、地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>身体的虐待、心理的虐待、経済的虐待として認定。 内出血が広範囲にあり、同日よりショートステイを利用し、対象者の分離を図った。対象者を支援できる家族の協力のもと、施設入所を調整した。</p>
警察	子	心理的	<p>対象者は70歳代・要介護認定なし。 子から対象者へ激しい暴言があり、配偶者から警察へ通報があった。</p> <p>心理的虐待として認定。 対象者と子は接触しないようにしており、トラブルは起きておらず、子は家から出て行った。</p>
本人	配偶者	身体的	<p>対象者は70歳代・要介護認定なし。 配偶者に顔面を殴られたと、対象者から地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>身体的虐待として認定。 配偶者に高次脳機能障害があり、介護保険の申請を行った。デイサービスやショートステイを利用しながら在宅生活を継続することとなった。</p>
親戚	子	心理的	<p>対象者は80歳代・要介護認定なし。 別居している子が玄関を叩いたり対象者に暴言を吐いており、対象者が怖がっていると、親戚から地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>心理的虐待として認定。 対象者は自身の介護保険申請を希望されず。持病があるため、医療による訪問診療を調整し、定期的に訪問する支援者による見守りを継続することとなった。</p>

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
ケアマネジャー	子	ネグレクト	<p>対象者は90歳代・要介護2。 ケアマネジャーから、住環境が非常に不衛生であると、地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>ネグレクトとして認定。 同居している精神疾患の治療を中断している子の受診介助を行うとともに、別居の子の協力のもと家の掃除を行った。訪問介護や訪問看護の介護保険サービスを導入し、在宅生活を継続することとなった。</p>
警察	子	身体的 心理的	<p>対象者は80歳代・要介護1。 子が興奮して対象者を殴っていると、家族から警察へ通報があった。</p> <p>身体的虐待、心理的虐待として認定。 子は専門病院へ入院し、薬剤調整をして退院した。継続受診を家族が見守るとともに、対象者には介護保険サービスの利用増加を調整した。</p>
近隣住民	配偶者	身体的 心理的	<p>対象者は80歳代・要支援1。 近隣住民から、認知症のある配偶者が興奮して対象者が殴られていると、市へ通報があった。</p> <p>身体的虐待、心理的虐待として認定。 配偶者は専門病院へ入院した。退院後は施設入所の予定。対象者にも認知症があるため、介護保険サービスを利用しながら在宅生活を継続することとなった。</p>
子	子の配偶者	身体的 心理的	<p>対象者は80歳代・要介護認定なし。 子の配偶者から対象者が嫌がらせを受けてケガをしたと、子から地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>身体的虐待、心理的虐待として認定。 対象者は親戚宅に避難。子に対するDV要素もあるため、男女協働参画ルームを紹介した。</p>
ケアマネジャー	配偶者	心理的	<p>対象者は70歳代・要支援1。 対象者にケガはないが、配偶者が自宅で暴れていると介護サービス事業所からケアマネジャーへ相談があり、ケアマネジャーが地域包括支援センターへ相談。かけつけた地域包括支援センター職員から警察へ通報があった。</p> <p>心理的虐待として認定。 警察到着時には配偶者の興奮がおさまっており、専門病院への緊急入院ができなかったため、ショートステイを利用し、対象者の分離を図った。配偶者は、子と地域包括支援センターの支援のもと専門病院に入院し、退院後は施設入所となった。配偶者の入院後に対象者は自宅に戻った。</p>

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
近隣住民	子	心理的	対象者は70歳代・要介護1。 近隣住民から、認知症の高齢者が子に長時間怒鳴られていると、市へ通報があった。  心理的虐待として認定。 ショートステイ等の介護保険サービスを増加し、子の介護負担を軽減することとなった。
近隣住民	子	心理的	対象者は80歳代・事業対象者。 近隣住民から、子による嫌がらせを受けているようだと、市へ相談があった。  心理的虐待として認定。 家族間の不和があるため対象者と子の訴えを傾聴し、専門機関について情報提供した。
近隣住民	子	ネグレクト 性的	対象者は90歳代・要介護認定なし。 近隣住民から、認知症の高齢者が介護放棄されていると、地域包括支援センターへ通報があった。  ネグレクト、性的虐待として認定。 対象者は施設に措置入所した。
医療機関	子	ネグレクト 経済的 心理的	対象者は70歳代・要介護認定なし。 医療機関から、医療と介護のネグレクト疑いがあると、地域包括支援センターへ通報があった。  ネグレクト、経済的虐待、心理的虐待として認定。 対象者は治療目的で入院した。介護保険の申請を行い、要介護4の認定を受けた。退院後はサービスを導入し、在宅生活を継続することとなった。経済的虐待については子へ指導を行った。
ケアマネジャー	子	ネグレクト	対象者は90歳代・要介護2。 ケアマネジャーから、在宅生活を支えるために必要な介護保険サービス量に達していないが家族の同意が得られないと、地域包括支援センターへ相談があった。  ネグレクトとして認定。 子らの話し合いを調整し、キーパーソンを変更した。介護保険の区分変更申請を行い、要介護3の認定を受けた。施設入所を調整し、それまでは介護保険サービスを増量した。
介護サービス事業所	子の配偶者	経済的	対象者は70歳代・要介護4。 介護サービス事業所から、利用料の滞納について地域包括支援センターへ相談があった。  経済的虐待として認定。 子の配偶者へ指導し、対象者の金銭管理を他者に変更するよう調整した。子の配偶者には生活相談窓口を紹介した。

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
匿名	施設職員	身体的	<p>対象者は80歳代・要介護2。 対象者の顔と手首に不自然な内出血斑があり、施設職員から虐待を受けているのではと、市へ通報があった。</p> <p>虐待事案として認定せず。 対象者、施設長等からの聞き取りにより、内出血は転倒によるもので、虐待を疑う不自然な点はなかった。</p>
警察	配偶者	身体的	<p>対象者は80歳代・要介護認定なし。 配偶者に暴力をふるわれたと、対象者から警察へ通報があった。</p> <p>身体的虐待として認定。 配偶者は要介護1の認定があり、対象者は介護疲れと今回の暴力を機に分離を希望した。配偶者も施設を希望されたため、施設入所を調整した。</p>
ケアマネジャー	子	ネグレクト 経済的	<p>対象者は90歳代・要介護4。 同居の子が対象者に対して暴言や銀行印の引き渡し拒否をしていると、別居の子がケアマネジャーへ相談し、ケアマネジャーから地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>ネグレクト、経済的虐待として認定。 同居の子の受診介助を行い、子は専門病院へ入院した。対象者は介護保険サービス利用で在宅生活を継続することとなった。</p>
ケアマネジャー	子	心理的	<p>対象者は90歳代・要介護2。 同居の子からの暴言があり、施設へ入りたいが子の世話があるため行けない、と対象者が話していると別居の子がケアマネジャーに相談し、ケアマネジャーから地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>心理的虐待として認定。 対象者は施設へ入所した。同居の子は別居の子が支援している。</p>
匿名	元配偶者	心理的	<p>対象者は50歳代・要介護2。 対象者は元配偶者から暴言・暴力を受けているのではないかと、市へ通報があった。</p> <p>虐待事案として認定せず。 対象者、元配偶者それぞれに確認したところ共に否定し、不自然な内出血及びケガもなかった。元配偶者の介護負担・経済的負担が大きいことから、対象者には生活相談窓口を紹介した。</p>
ケアマネジャー	子	身体的 ネグレクト 心理的	<p>対象者は80歳代・要介護2。 ケアマネジャーから、介護疲れで子が対象者に手を上げていると、地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待として認定。 子の介護負担が大きいため、ショートステイを利用し、対象者の分離を図った。介護保険の区分変更申請で要介護5の認定を受け、在宅生活が困難なため、施設入所となった。</p>

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
ケアマネジャー	子	心理的	<p>対象者は90歳代・要介護2。 対象者の体の見える部位に名前が大きく書き込まれていると、介護サービス事業所からケアマネジャーへ相談があり、ケアマネジャーが地域包括支援センターへ相談した。</p> <p>心理的虐待として認定。 対象者が自分の名前を忘れたこと、新型コロナウイルスによる子の趣味活動の停止が重なり、子の精神的余裕がなくなったことが原因のため、介護保険サービスを継続利用できるよう調整し、子の思いを傾聴した。</p>
近隣住民	子	心理的	<p>対象者は70歳代・要介護1。 近隣住民から、子が認知症の対象者へ大声で怒鳴っていると、地域包括支援センターへ通報があった。</p> <p>心理的虐待として認定。 対象者の認知症が進行しているため、介護保険サービスの利用を増やし、子の介護負担を軽減した。</p>
警察	子	身体的 経済的 心理的	<p>対象者は80歳代・要介護1。 駐車場で親子喧嘩しており、高齢者が叩かれているようだと、近隣住民から警察へ通報があった。</p> <p>身体的虐待、経済的虐待、心理的虐待として認定。 新型コロナウイルスによる子の趣味活動の停止が重なり、子の精神的余裕がなくなったことが原因のため、介護保険サービスを適切に利用するよう調整し、子の思いを傾聴した。</p>
ケアマネジャー	配偶者	身体的	<p>対象者は70歳代・要介護4。 対象者の四肢に不自然な内出血斑があり、配偶者がしつけと称して手を上げているようだと、ケアマネジャーから地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>身体的虐待として認定。 配偶者の介護負担を軽減するために介護保険サービスの増加を提案したが、配偶者が拒否した。介護保険サービスでの見守り連携を強化し、不自然な内出血が見つかれば分離を検討することとなった。</p>
ケアマネジャー	子	経済的	<p>対象者は70歳代・要介護2。 ケアマネジャーから、子が対象者の年金を使い込み、施設費を滞納したため施設から退去させられそうだと、市へ報告があった。</p> <p>経済的虐待として認定。 対象者は市外の施設が見つかり転所し、金銭管理は転所先で実施することとなった。子へは居住市の生活困窮者自立支援制度の相談に行くよう促した。</p>

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
ケアマネジャー	子	身体的 心理的	<p>対象者は90歳代・要介護1。 ケアマネジャーから、子が対象者を罵倒し叩いた姿を訪問看護師が目撃したと、地域包括支援センターへ相談があった。</p> <p>身体的虐待、心理的虐待として認定。 不自然なケガ等はなく、親子間の不和もなかったため、介護保険サービスの利用増加を調整した。</p>
警察	孫	身体的 心理的	<p>対象者は80歳代・要介護認定なし。 孫に殴られたと、対象者から警察へ通報があった。</p> <p>身体的虐待、心理的虐待として認定。 長年の家族間の不和があり、対象者は子の家へ避難した。孫には生活相談窓口を紹介した。</p>

## 虐待対応状況

### ●障害者虐待 8件

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
相談支援専門員	施設従事者	経済的	<p>対象者は50歳代・障害支援区分6。 相談支援専門員から、対象者の支援をしているサービス提供事業所職員が対象者の生活費等を着服しているようだと通報があった。</p> <p>経済的虐待として認定。 当該職員1人で対象者の金銭管理を担っていたことが経済的虐待発生の一因であることから、今後は、対象者の家族、支援者、第三者を含めた複数名で定期的に金銭管理状況の確認を行うこととした。 事業所より再発防止に向けた報告書を受理した。</p>
相談支援専門員	親	身体的	<p>対象者は20歳代・障害支援区分6。 相談支援専門員から、対象者の親が衝動的に対象者の首を絞めたようだと通報があった。親はすぐに手を離し、対象者の首に跡が残っている様子はなく、対象者の行動に大きな変化は見られない。</p> <p>身体的虐待として認定。 親は支援疲れのため精神的に不安定な状態で、自宅での支援継続は困難。施設入所の申込みを行い、入所まで短期入所等を利用することで介護負担を軽減することとした。</p>
警察	配偶者	身体的	<p>対象者は50歳代。 対象者本人から、飲酒した配偶者が車で出かけようとしたのを制止したところ髪の毛をつかまれて壁にたたきつけられたと、警察へ通報があった。 対象者に外傷なし。被害届を出す意思はないが配偶者から離れたいとのことで同日よりシェルターへ避難。</p> <p>配偶者は、対象者には一切手を触れていないと話し、通報内容の事実確認が出来ず、虐待事案であるとの判断がつかなかった。</p>
相談支援専門員	親	身体的	<p>対象者は40歳代・障害支援区分3。 相談支援専門員から、居室の片付けをめぐって親から暴言を吐かれ、暴行を受けたと対象者から電話連絡を受けたと通報があった。 対象者に連絡し、自宅を出たいとの意向を聴き取り、同日より短期入所の利用を開始する。</p> <p>親は、従前より対象者から親への粗暴行為があり、自宅での支援継続は困難との考え。今回は双方で口論になりもみ合いとなったもので暴言・暴行ではないと話し、通報内容の事実確認が出来ず、虐待事案であるとの判断がつかなかった。その後、対象者は、グループホームに入居している。</p>

申出人	虐待者	虐待形態	対応状況
相談支援専門員	事業所管理者	性的 心理的	<p>対象者は施設に通所する利用者。 相談支援専門員から、通所施設職員が障害に理解のない発言、他職員への暴言・暴行等をしているようだと通報があった。</p> <p>職員等から聴き取りをしたが、通報内容の事実確認が出来ず、虐待事案であるとの判断がつかなかった。対象者に対しては、相談支援専門員が定期的にモニタリングを行い状況確認をしている。 通所施設に対して、利用者への対応方法の振り返りを行い、また、虐待研修等を実施し適切な支援に努めるよう伝えた。</p>
施設従事者	施設従事者	身体的	<p>対象者は10歳代・障害支援区分5。 通所施設職員から、利用者が通所施設支援員の頬を叩き、支援員も利用者の頬を叩き返したと通報があった。対象者の頬に跡は残っておらず、対象者の行動に大きな変化は見られない。</p> <p>身体的虐待として認定。 家族と支援者でケース会議を開催し、支援方法等について情報共有をした。 通所施設に対して、対象者への支援方法、職員への研修など改善策について書面の提出を依頼した。</p>
近隣住民	施設従事者	心理的	<p>対象者はグループホームに入居する利用者（申出人不明のため通報内容について詳細を確認することが出来ず対象者の特定は出来ない）。 近隣住民から、グループホーム職員が利用者に対して威圧的な態度で接していると通報があった。</p> <p>職員と管理者から聴き取りをしたが、通報内容の事実確認が出来ず。利用者からの聴き取りでも通報内容の事実確認が出来ず、虐待事案であるとの判断がつかなかった。 グループホームに対して、職員への研修など改善策について書面の提出を依頼した。</p>
警察	親	身体的	<p>対象者は10歳代・障害支援区分4。 対象者から家族への暴言・暴力があったため、対象者の親が警察へ通報。事情聴取の中で、親が対象者を制止するために木槌で対象者を叩いたことが判明し通報に至った。対象者は同日より医療保護入院。</p> <p>身体的虐待として認定。 家族は対象者の度重なる暴言・暴力により支援疲れの状態。退院後に向けて対象者の支援体制を検討する。</p>